

○五島市移住希望者定住支援補助金交付要綱

平成30年5月1日告示第51号

五島市移住希望者定住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、U I ターンによる転入者の増加を図るため、予算の定めるところにより、移住することを目的として市を訪れ、市内企業へ就職するための面接を受け、又は市内での起業のために必要な調査を行う者に対し、移住希望者定住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市への移住を希望し、又は検討する者で、市内での就職若しくは転職又は起業を目指すものをいう。
- (2) 市内企業 市内に本社、支社、事務所等の就業場所を設置している法人（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業者をいう。
- (3) 企業面接 求人中の市内企業が従業員等を雇用するために市内で実施する面接及び雇用の条件、職場の状況等の確認を行うため、求人中の市内企業を訪問して実施する事業主等との面談をいう。ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の求人に係る面接又は面談を除く。
- (4) 起業調査 市内での起業を目指す者による、自らの起業のために必要となる市内企業及び不動産の所有者等への訪問及び調査をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する市の会計年度の4月1日において40歳未満の移住希望者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 企業面接を受けた者又は起業調査を実施した者
 - イ 市の相談窓口へ移住に係る相談をした者
 - ウ 市に住所を有したことがない者であって、既移住者（市に転入した日から継続して1年以上市内に住所を有する者であって、市が指定するものをいう。以下同じ。）と交流のための面会を行ったもの又は市に住所を有したことがある者

エ 企業面接又は起業調査に係る市内企業の関係者と3親等以内の親族関係にない者

(2) 前号アからエまでの全てに該当する移住希望者の配偶者であって、補助金の交付を申請する日の属する市の会計年度の4月1日において40歳未満のもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

3 企業面接を受けた市内企業、他の地方公共団体等から別表に掲げる経費への助成を受ける場合は、当該経費から当該助成額を差し引いた額を補助対象経費とする。

4 補助金の交付は、補助対象者1人につき、1回限りとする。

（事前申込み）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、企業面接又は起業調査のために市を訪れようとするときは、事前申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企業面接を受ける者又は起業調査を実施する者の履歴書

(2) 住民票の写し（配偶者を補助の対象として申請する場合は、配偶者の住民票の写しを含む。）

(3) 配偶者との関係が確認できる書類（配偶者を補助の対象として申請する場合に限る。）

（前号の書類で確認できる場合を除く。）

2 市長は、前項の規定による申込書が提出されたときは、当該申込書に基づき市内企業（申請者が市に住所を有したことがない者である場合は、既移住者を含む。）と、申請者による市内企業又は既移住者への訪問の日時等（以下「訪問日等」という。）について調整し、又は確認し、その結果を事前申込決定通知書（様式第2号）に移住希望者定住支援事業行程表（様式第3号）を添えて、申請者に通知するものとする。

（事前申込みの変更又は取下げ）

第5条 申請者は、前条第1項の規定により提出した申込書の内容のうち訪問予定時期に変更があったとき、又は当該申込書の取下げをするときは、事前申込変更等届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書（訪問予定時期の変更に係る届出書に限る。）が提出されたときは、当該届出書に基づき市内企業又は既移住者と訪問日等について再度調整し、又は確認し、前条第2項の規定により報告した内容に変更があったときは、事前申込変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(申請書の提出期限)

第6条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、企業面接又は起業調査の終了日の翌日から起算して60日を経過した日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施報告書(様式第6号)
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付手続の特例)

第8条 この補助金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、移住希望者定住支援補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、平成30年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定(次項及び第4項を除く。)は、平成30年5月1日以後に第4条の規定により事前申込書を提出し、企業面接を受ける者(五島市移住希望者就職支援補助金交付要綱(平成29年五島市告示第33号)による補助を受けた者を除く。)若しくは起業調査を実施する者又はそれらの配偶者について適用する。

(五島市移住希望者就職支援補助金交付要綱の廃止)

3 五島市移住希望者就職支援補助金交付要綱は、廃止する。

(五島市移住希望者就職支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の五島市移住希望者就職支援補助金交付要綱(以下この項において「旧要綱」という。)の規定は、平成30年6月30日以前に旧要綱に規定する企業面接を受

けた者であって、同年12月31日までに市に転入したもの（旧要綱の補助の対象となる者に限る。）について、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費			補助額
	区分	内容	
企業面接を受け、又は起業調査を実施するに当たり、補助対象者の住所地から本市までの往復に要した交通費及び宿泊料	旅行会社等が販売する旅行商品を購入した場合	旅行商品の代金（鉄道、航空機、高速バス、船舶又は市内の宿泊施設の利用に係る部分に限る。）	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）とし、1人当たり6万円を限度とする。
		旅行商品の代金に含まれない鉄道賃、航空賃、高速バス料金、船賃又は市内における宿泊料	
	上記以外の場合	鉄道賃	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額とし、1人当たり6万円を限度とする。
		航空賃	
		高速バス料金	
		船賃	
		市内における宿泊料	3泊以上の宿泊施設の利用をした場合は、そのうち最も低額の2泊分の宿泊料を補助対象経費とする。

備考

- 1 市内における宿泊料（旅行商品の代金に含まれる市内の宿泊施設の利用に係る代金を除く。）は、1泊1人当たり7,400円を限度とする。
- 2 旅行商品の代金に市内の宿泊施設の利用料が含まれる場合で、その内訳が不明なときは、1泊当たり5千円として積算されたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 五島市長

申込者 住 所

氏 名

印

(生年月日 年 月 日 年齢 歳)

事前申込書

五島市移住希望者定住支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、移住希望者定住支援補助金の交付について、次のとおり事前に申し込みます。

配 偶 者	氏 名 : (生年月日 年 月 日 年齢 歳) 申込者との関係 (夫・妻)			
連 絡 先	電 話 番 号 : メールアドレス :			
移 住 区 分	Uターン ・ Iターン			
訪問予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日 (到着時間 時 分) (出発時間 時 分)			
訪 問 目 的	企業面接 ・ 起業調査			
経路等 (予定)	年月日	公共交通機関	経路 (駅又は空港等)	備考
宿泊先 (予定)	① 施設名 : ② 施設名 :			
企業面接を希望する企業又は業種	企業名 () 業 種 ()			
起 業 調 査	企業名 () 物件等 ()			
備 考				

(添付書類)

- ・ 履歴書
- ・ 住民票の写し (配偶者を補助の対象として申請する場合は、配偶者の住民票の写しを含む。)
- ・ 配偶者との関係が確認できる書類 (配偶者を補助の対象として申請する場合に限る。)(住民票の写しで確認できる場合を除く。)

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

五島市長 印

事前申込決定通知書

五島市移住希望者定住支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により、市内企業等と調整し行程を決定したので、別紙行程表を添えて通知します。

申 込 者	氏 名：			
配 偶 者	氏 名： 申込者との関係（ 夫・妻 ）			
連 絡 先	電 話 番 号： メールアドレス：			
移 住 区 分	Uターン ・ Iターン			
訪問予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日 (到着時間 時 分) (出発時間 時 分)			
訪 問 目 的	企業面接 ・ 起業調査			
経路等（予定）	年月日	公共交通機関	経路（駅又は空港等）	備考
宿泊先（予定）	① 施設名： ② 施設名：			
企業面接を希望する企業又は業種	企業名（ ）			
起 業 調 査	企業名（ ） 物件等（ ）			
備 考				

様式第 3 号（第 4 条関係）

移住希望者定住支援事業行程表																				
(月 日 () ~ 日 ())																				
月/日 (曜日)	行 程	備 考																		
()	<table><tr><td>到着時間 :</td><td>出発時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">移動時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">滞在時間 (:)</td></tr></table> $\Rightarrow$ <table><tr><td>到着時間 :</td><td>出発時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">移動時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">滞在時間 (:)</td></tr></table> $\Rightarrow$ <table><tr><td>到着時間 :</td><td>出発時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">移動時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">滞在時間 (:)</td></tr></table>	到着時間 :	出発時間 :	移動時間 :		滞在時間 (:)		到着時間 :	出発時間 :	移動時間 :		滞在時間 (:)		到着時間 :	出発時間 :	移動時間 :		滞在時間 (:)		
到着時間 :	出発時間 :																			
移動時間 :																				
滞在時間 (:)																				
到着時間 :	出発時間 :																			
移動時間 :																				
滞在時間 (:)																				
到着時間 :	出発時間 :																			
移動時間 :																				
滞在時間 (:)																				
()	<table><tr><td>到着時間 :</td><td>出発時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">移動時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">滞在時間 (:)</td></tr></table> $\Rightarrow$ <table><tr><td>到着時間 :</td><td>出発時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">移動時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">滞在時間 (:)</td></tr></table> $\Rightarrow$ <table><tr><td>到着時間 :</td><td>出発時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">移動時間 :</td></tr><tr><td colspan="2">滞在時間 (:)</td></tr></table>	到着時間 :	出発時間 :	移動時間 :		滞在時間 (:)		到着時間 :	出発時間 :	移動時間 :		滞在時間 (:)		到着時間 :	出発時間 :	移動時間 :		滞在時間 (:)		
到着時間 :	出発時間 :																			
移動時間 :																				
滞在時間 (:)																				
到着時間 :	出発時間 :																			
移動時間 :																				
滞在時間 (:)																				
到着時間 :	出発時間 :																			
移動時間 :																				
滞在時間 (:)																				

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

(宛先) 五島市長

事前申込変更等届出書

五島市移住希望者定住支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

氏 名	印
住 所	
変更等内容	☐ 訪問予定時期の変更 (変更前) 年 月 日～ 年 月 日 (到着時間 時 分) (出発時間 時 分) (変更後) 年 月 日～ 年 月 日 (到着時間 時 分) (出発時間 時 分) ☐ 取下げ

様式第5号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

五島市長 印

事前申込変更決定通知書

五島市移住希望者定住支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により、別紙行程表を添えて通知します。

氏 名	
住 所	
変 更 内 容	

様式第6号（第7条関係）

実施報告書

移住希望者	住 所			
	氏 名 (年齢 歳)			
移 住 区 分	Uターン ・ Iターン			
企業面接又は 起業調査を実 施した企業名	実施日： 年 月 日			市確認欄
	① ② ③			
起業のための 物件視察場所	実施日： 年 月 日			市確認欄
	① ② ③			
移 住 相 談	実施日： 年 月 日			市確認欄
	場 所：			
既移住者面会 ※Iターンのみ	実施日： 年 月 日			市確認欄
	(既移住者) 住 所 氏 名 連絡先			
経 路 等	年 月 日	公共交通機関	経路（駅又 は空港等）	備 考

補 助 対 象 経 費 内 訳	① 鉄道賃 (円)
	② 航空賃 (円)
	③ 高速バス料金 (円)
	④ 船賃 (円)
	⑤ 市内での宿泊料 (円) ※ (上限) 1泊1人当たり7,400円
	⑥ 旅行商品の代金 (円) ※
	⑦ 市内企業、他の公共団体等からの助成金 (円)
補助対象経費	①+②+③+④+⑤+⑥-⑦ (円)
補助金申請額	(補助対象経費 円) × 2 / 3 = (円) (千円未満切捨て) 補助金申請額 (円) (上限1人当たり6万円)

※ 3泊以上の宿泊施設の利用をした場合は、そのうち最も低額の2泊分の宿泊料（旅行商品の代金に市内の宿泊施設の利用料が含まれる場合で、その内訳が不明なときは、1泊当たり5千円として積算されたものとみなす。）を補助対象経費とする。

様式第7号（第8条関係）

年度移住希望者定住支援補助金交付決定通知書
及び交付額確定通知書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度移住希望者定住支援補助金の交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので、同規則第14条の規定により併せて通知する。

年 月 日

五島市長 印

記

- 1 本補助金等の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けで申請のあった移住希望者定住支援事業とする。
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円